

化学物質管理（PRTR法）

各工場の取扱量 1 t 以上の PRTR 対象物質は下表の 5 物質であり、新潟原動機全体としての 2009 年度の実績は下表の通りです。

物質番号	CAS番号	化学物質名	取扱量	大気排出量	水域排出量	移動量
227	108-88-3	トルエン	8710	8600	—	110
132	1717-00-6	HCFC-141b (代替フロン)	5330	4600	—	730
63	1330-20-7	キシレン	4957	4900	—	57
311	—	マンガン	2646	—	—	53
68	—	クロム	2870	—	—	57
40	100-41-4	エチルベンゼン	1100	1100	—	—

(単位は kg)

●シップリサイクル条約について

2009年5月15日、香港で開催された国際会議においてシップリサイクル条約が採択されました。これは、船舶のリサイクルにおける労働災害や環境汚染を最小限にするため、アスベスト、ポリ塩化ビフェニル、オゾン層破壊物質などを含む設備等の新規搭載の禁止、インベントリ（船舶内の有害物質一覧表）の作成と備え置きなどを義務付けるものです。

この条約は、国際総トン数500GT以上の商用船に適用となり、現在の見込みでは2012年ごろ条約が発効となり、それ以降の新船に対してはインベントリを提出する必要性が生まれます。

弊社としても、これに該当する船舶に納入しているエンジン、その他の機器は多数あり、これらについて規定された化学物質の含有量とその所在を明らかにすることになります。もちろん部品・機器メーカー殿の協力を得なければ出来ないこととなりますが、積極的に調査を進めていかなければならないと考えています。